

第4次おいらせ町DV（配偶者等からの暴力）

対策基本計画

策定期間　：　令和6年度　～　令和10年度

令和6年(2024年)3月

保健こども課

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても許されるものではありません。DVは家庭内や個人的な関係において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。また、DVが子どもの面前で行われた場合、子どもの人格形成や心身の成長に深刻な影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取り組みを不断に進めていく必要があります。

国では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」）」が平成14年4月に全面施行され、国及び地方自治体にはDVを防止し、被害者を保護する責務があることが法律に明示されました。

また、令和5年5月19日にDV防止法が改正され、令和6年度から施行されます。この改正法により当町においては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項を追加しました。

当町では、平成21年3月から「おいらせ町配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定し、DVの根絶に向けたさまざまな取り組みを推進してまいりました。

このたび、第3次計画の期間が満了することから、配偶者等からの暴力を許さない、誰もが安心して生活できる社会の実現を目指し、国や県を含む関係機関や民間団体の皆様と連携及び協力を図り、町全体のDV対策を推進するため、令和6年度から令和10年度までを期間とする「第4次おいらせ町DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定いたしました。

今後も社会情勢の変化やこれまでの取り組みを踏まえながら、相談件数の増加や被害の複雑化・多様化等の課題に対応するため、相談体制の強化や被害者支援の充実等、取り組みを一層推進するとともに、子どものころからDVに対する意識啓発に取り組み、人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

2 計画の性格と策定の方針

- (1) DVの防止と被害者保護のために行う施策の基本方針や施策の具体的な方向性について示すものです。
- (2) DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として策定するものです。
- (3) 町男女共同参画プランの一部として策定するものです。

3 計画の期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5年間とします。なお、計画期間内であっても、今後の社会経済情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

本計画においては、男・女の性別を問わず、法に規定する「配偶者（事実婚、離婚した元配偶者を含む。）」、「生活の本拠地を共にする交際相手（元の生活本拠地を共にする交際相手を含む。）からの暴力に加え、生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力（デートDV）についても対象としています。

なお、計画の対象となる暴力には、身体的暴力のみならず、精神的・経済的・性的暴力等※も含まれます。（※57ページ参照：DVの形態）

第2章 計画の内容

1 現状と課題

DVに関する相談件数は、全国的にも青森県内においても、令和元年度から令和3年度までのコロナ禍は、生活の不安やストレス、外出自粛による在宅期間の増加等により、相談が増加しました。町を所管する配偶者暴力相談支援センター（三戸地方福祉事務所）等におけるDV相談件数は、令和2年度にピークに達し、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されていましたが、令和4年度にはここ数年の平均以下となりました。

しかしながら、相談内容が複雑化・多様化し、このことに伴い1件あたりの支援対応時間が長く、相談内容がより深刻化している状況にあると思われま

す。当町の現状については、窓口が一本化していないことなどが課題となっておりますが、関係機関や各課が連携・協力し対応しています。

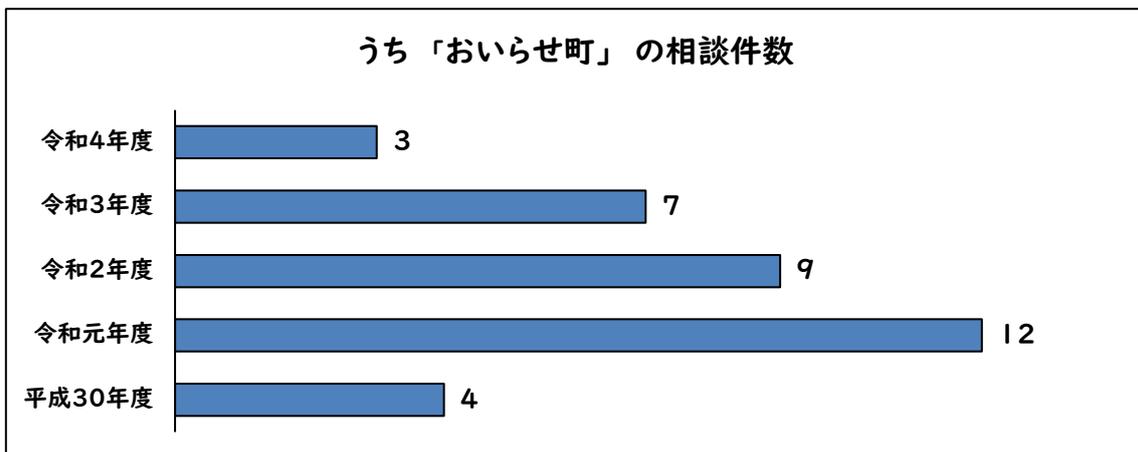
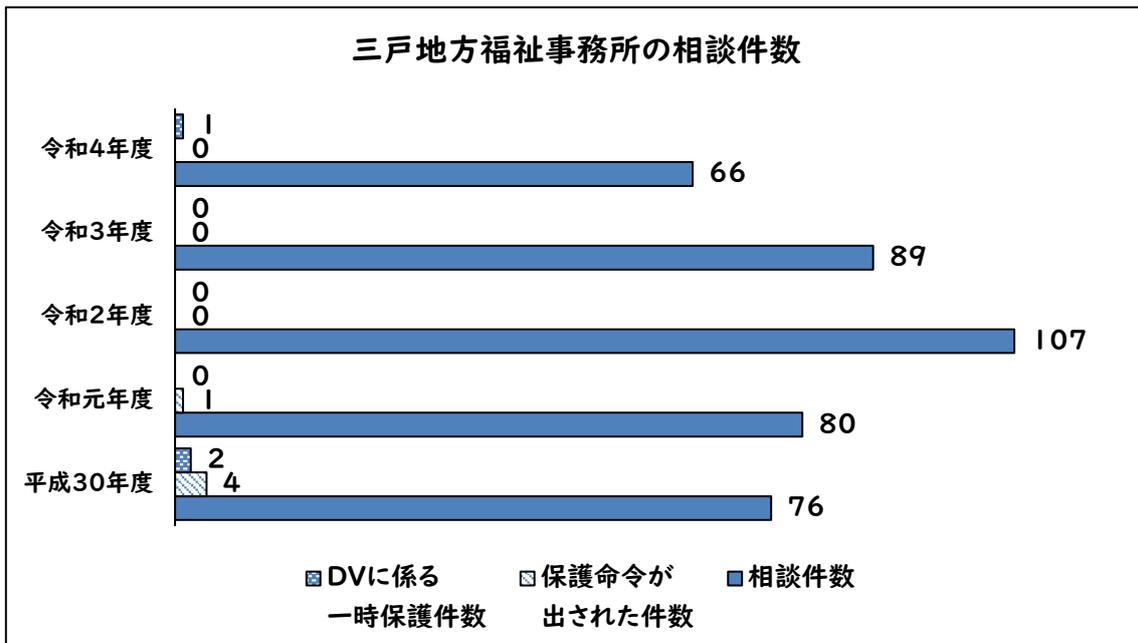
令和5年2月に調査した「おいらせ町男女共同参画に関する町民アンケート調査結果」を見ると、「DVを受けたことがある」人は11.0%、平成30年2月は11.9%となっており0.9ポイント減少しました。また、「DVを1・2回受けた」男性は7.6%、女性は14.4%おり、「何度も受けた」男性は0.0%、女性は3.1%となっていて、それらを合わせると男性の約2倍以上の女性がDV被害を多く受けています。DV被害を「誰にも相談しなかった」人が一番多く87人の43.8%となっていて、その理由として「相談するほどのことではないから」が一番多く46人の23.2%となっています。「DVの防止策等」については、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」と回答した人が一番多く438人の17.0%となっています。

被害者が早期に相談できる体制（青森県DVホットライン24時間電話相談や役場相談窓口等）の整備はあるものの、周知徹底不足となっております。子どもたちからDVに対する意識啓発の取り組み等、更なる広報活動による周知を加速させ推進していかねばなりません。

○三戸地方福祉事務所における「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数

	年度	相談件数	保護命令が出された件数	DVに係る一時保護件数
三戸地方福祉事務所	平成30年度	76	4	2
	令和元年度	80	1	0
	令和2年度	107	0	0
	令和3年度	89	0	0
	令和4年度	66	0	1
三戸地方福祉事務所のうち「おいらせ町」分	平成30年度	4	0	0
	令和元年度	12	0	0
	令和2年度	9	0	0
	令和3年度	7	0	0
	令和4年度	3	0	0

【三八地域県民福祉総室（三戸地方福祉事務所）】

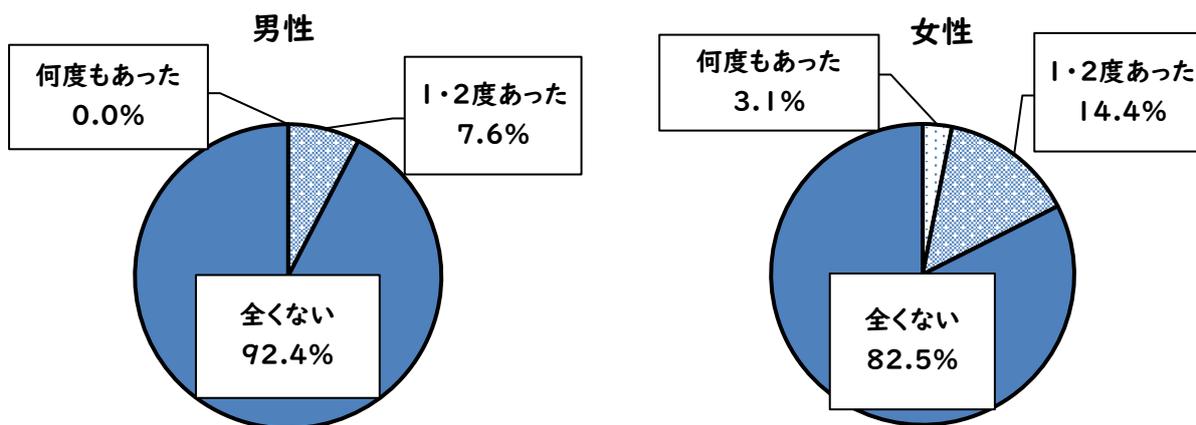
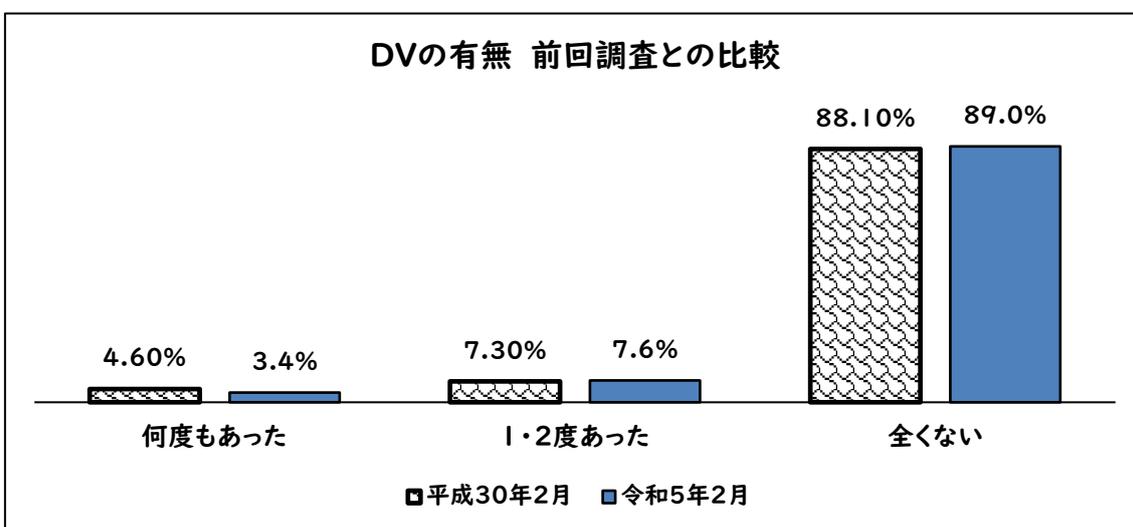


● あなたはこれまでに、配偶者(事実婚や別居中を含む)から、身体的暴行、心理

的攻撃、経済的圧迫、性的強要などの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)をされたことはありますか。

DVの有無について

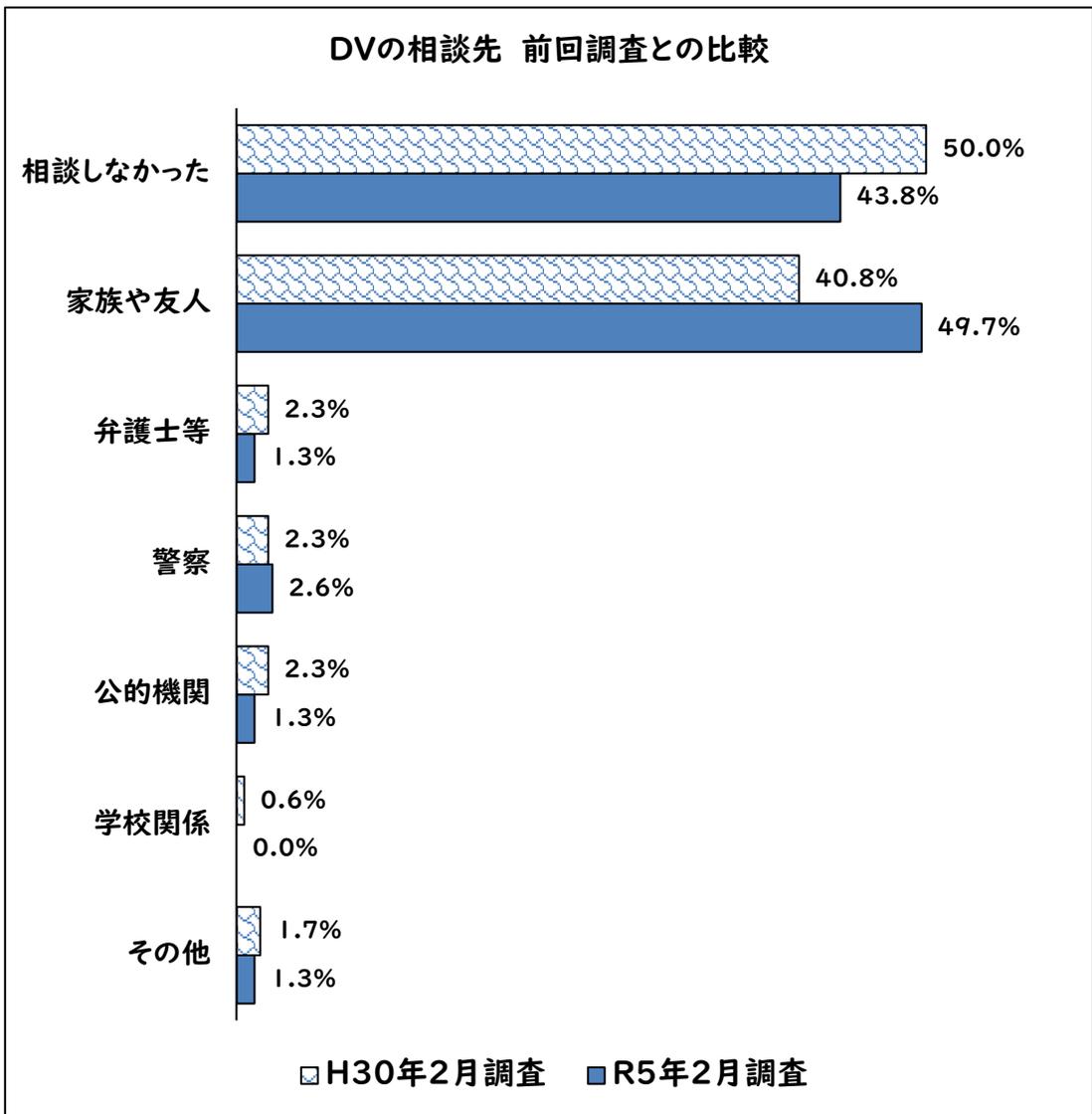
前回調査との比較	平成30年2月	令和5年2月
何度もあった	4.6%	3.4%
1・2度あった	7.3%	7.6%
全くない	88.1%	89.0%



- あなたは配偶者（事実婚や別居中を含む）から受けた行為について、どこ（だれ）かに相談しましたか。（いくつでも）

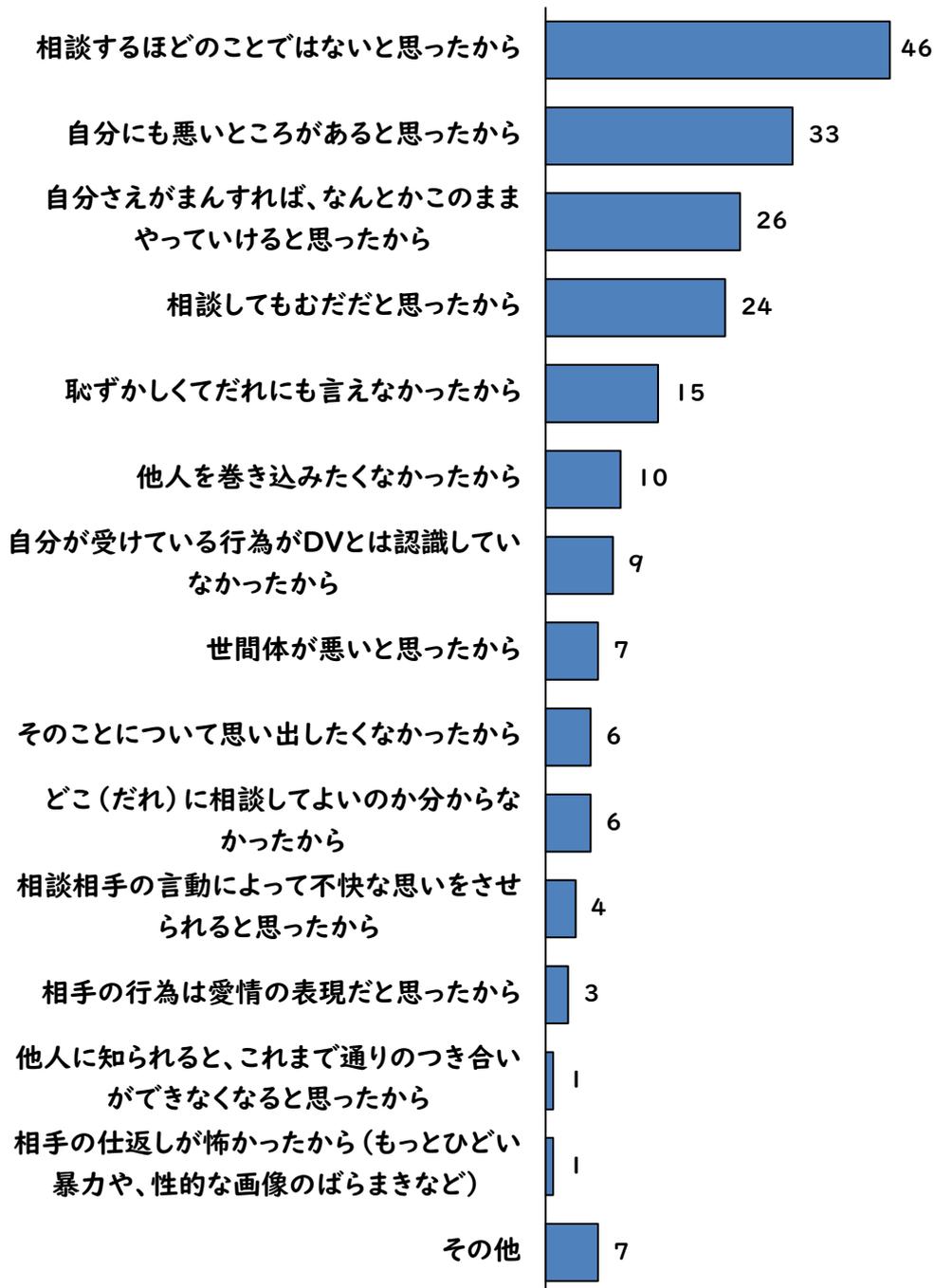
DVの相談先について

前回調査との比較	平成30年2月	令和5年2月
相談した	50.0%	56.2%
相談しなかった	50.0%	43.8%



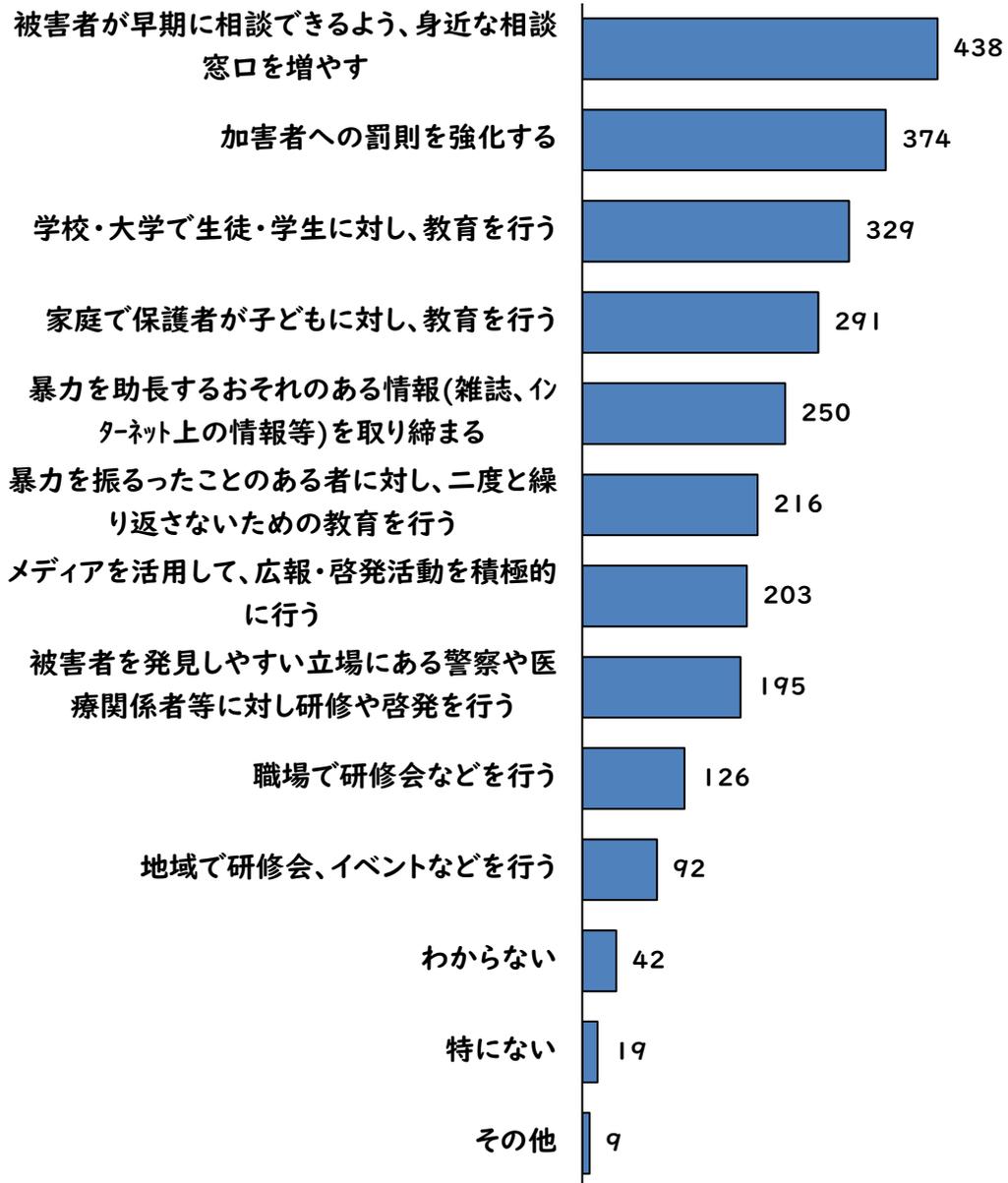
●あなたが相談しなかったのはどうしてですか。(いくつでも)

DVについて相談しない理由



- あなたは、配偶者や交際相手からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメントなどを防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(いくつでも)

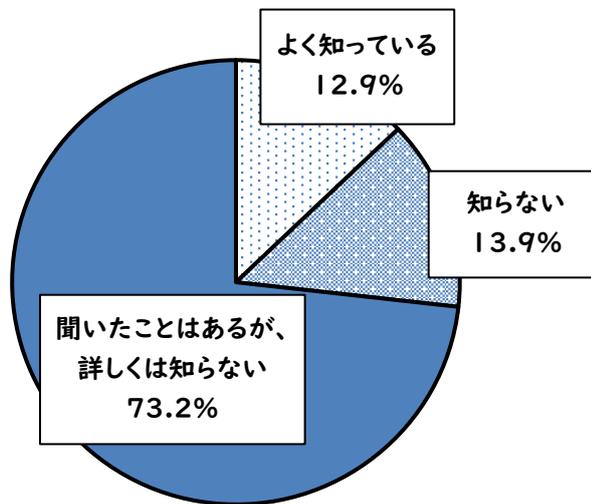
DVの防止策について



●あなたは、国・県・警察に、DV相談に関する窓口があることを知っていますか。

DVの相談窓口について

調査結果	令和5年2月
よく知っている	12.9%
知らない	13.9%
聞いたことはあるが、詳しくは知らない	73.2%



資料：おいらせ町男女参画に関する町民アンケート調査結果
「令和5年2月実施」より

2 重点施策

重点的施策として、暴力の防止と被害者支援のための取り組みを次の3つの柱で積極的に推進していきます。

基本目標1 暴力を許さない社会づくりの推進

基本目標2 被害者の安全確保と自立支援

基本目標3 相談体制の充実と関係機関の連携

基本目標1 暴力を許さない社会づくりの推進

DV防止法の施行に伴い、DVについての認知度及び関心は徐々に高まっています。ただ、DVは家庭内の問題と捉えている傾向や、その背景となっている固定的な性別役割分担の意識は依然として残っています。

そのため、家庭・地域・企業等において、DVに関する一層の啓発・教育が求められています。DVを予防していくためには、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有することが重要です。

DVは単に家庭内の問題、夫婦間の問題と見過ごされていたり、身体に対する暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力等も含まれるということが知られていなかったりと、十分な理解が得られていない状況にあります。

また、令和3年3月の内閣府の調査結果では、配偶者からの暴力を相談しなかった理由として、男女とも「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多い回答となっています。このような結果から、「自分が受けている暴力がDVに当たる」と気づき、相談窓口へつなげる啓発活動の推進が重要となっています。

さらに、幼少期からしつけと称した暴力や面前DV※1等が生じている望ましくない環境から子どもたちを守り、デートDV※2や将来のDVをなくすため、中学生、高校生、大学生等の若年層に対する人権の尊重やDVに対する意識啓発も重要となっています。

このようにDVを予防するためには、子どもころからDVに関する正しい理解や男女が互いの人権を尊重する大切さについて、教育や意識啓発を行うことが大切です。

■ DVの形態

身体的暴力	身体に危害を及ぼす暴力で、殴る、蹴る、腕をねじる、首を絞める、髪の毛を引っ張る、物を投げつける、刃物で脅す等 ※刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為で、配偶者間で行われても処罰の対象となる。
精神的暴力	心無い言動や態度で心を傷つける暴力で、大声で怒鳴る、人格を否定するような暴言を吐く、無視する、交友関係を細かく監視する等 ※暴力の結果、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神的障害に至れば、傷害罪として処罰されることがある。
性的暴力	同意のない性行為を強要する暴力で、見たくないポルノ雑誌やビデオを見せる、避妊に協力しない等 ※夫婦間であっても、刑法第177条の強制性交等罪にあたる場合がある。
経済的暴力	経済的に圧迫する暴力で、生活費を渡さない、家計を厳しく管理する、外で働くことを妨害する、仕事を辞めさせる等
社会的暴力	社会的に行動を制限する暴力で、交流関係を監視・抑制する、電話やメールを細かくチェックする、許可なしで外出させない等
子どもをまきこんだ暴力	子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目に合わせる、子どもに暴力を振るうと脅す等

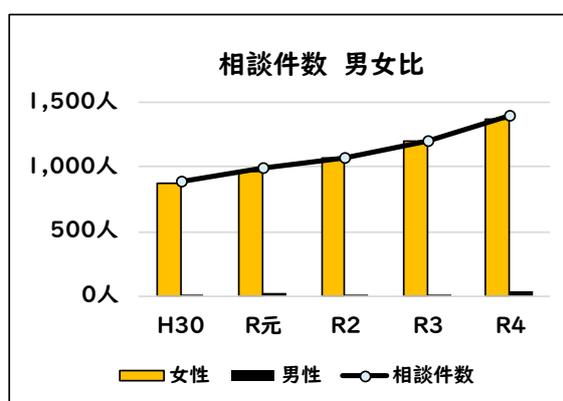
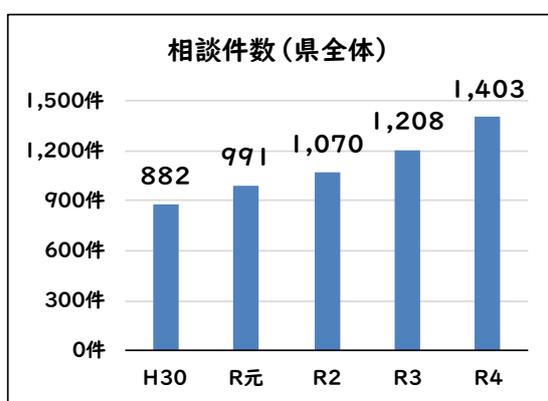
面前DV※1：児童虐待の心理的虐待のうち、子どもの面前で配偶者等に対し暴力を振るうこと。

デートDV※2：婚姻関係にない恋人間に起こる暴力のこと。身体的暴力のほかに、行動を監視・規制する等の精神的暴力や借りたお金を返さない等の経済的暴力、性行為を強要する等の性的暴力等がある。

○青森県の「配偶者暴力相談支援センター」における相談件数

年 度	相談件数	相談者の性別		相談種別		
		女性	男性	来所	電話	その他
平成30年度	882件	868人	14人	261人	606人	15人
令和元年度	991件	969人	22人	357人	618人	16人
令和2年度	1,070件	1,064人	6人	335人	724人	11人
令和3年度	1,208件	1,196人	12人	373人	791人	44人
令和4年度	1,403件	1,374人	29人	414人	909人	80人

【青森県健康福祉部こどもみらい課】



○「配偶者暴力相談支援センター」における相談状況(一時保護)

	年 度	相談件数	DVIに係る 一時保護件数
青森県	平成30年度	882件	12件
	令和元年度	991件	20件
	令和2年度	1,070件	13件
	令和3年度	1,208件	9件
	令和4年度	1,403件	10件
全 国	平成30年度	114,481件	2,814件
	令和元年度	119,276件	—
	令和2年度	129,491件	2,376件
	令和3年度	122,478件	2,078件
	令和4年度		

※令和4年度については、国資料の公表前である。

【青森県健康福祉部こどもみらい課】

●推進するための町の取組み

施 策	取組みの方向	事業内容	所 管
DV防止のための啓発活動の充実	人権擁護委員等の活動を通して、人権尊重意識の啓発を図ります。	学校での人権教育学習やイベントにおける啓発活動など人権啓発の推進	町 民 課
	民生委員による周知・啓発活動に努めます。	民生委員を通じた地域へのパンフレットの配布等による啓発活動	介 護 福 祉 課
	広報等による周知活動やイベントを活用し、DVや虐待防止活動の普及啓発に努めます。	広報等及び各種イベント時にDVや虐待防止活動を実施	保 健 こ ど も 課
	広報誌等を活用して、DVや男女共同参画に関する情報発信を実施します。	広報誌における男女共同参画の啓発	政 策 推 進 課
子どものころから教育・啓発の充実	学校教育における人権教育を通して、人権尊重や男女共同参画の意識を高める教育の充実を図ります。	学校と連携した人権教育や善悪・思いやりの心の学習の実施	学 務 課
社会教育の推進	社会教育事業を通して、男女共同参画や配偶者等からの暴力の防止に向けた学習、啓発を行います。	DV予防や男女共同参画に関する社会教育事業の実施	社会教育・体育課 政 策 推 進 課

基本目標 2 被害者の安全確保と自立支援

配偶者等からの暴力は、被害者の生命に危険が及ぶ場合もありうることから、被害者やその同伴者の安全を確保することは、被害者支援を行う上で非常に重要です。一時保護については、本人の意思に基づき、安全かつ確実に実施できるような支援体制や個人情報の厳重な保護・管理の徹底とともに、警察など関係機関と連携を強化する必要があります。

また、DVを発見しやすい立場にある教職員、保育士、医師、保健師、民生委員・児童委員等の関係者等が、「配偶者からの暴力を容認しない社会の実現」という共通認識を持ち、相談、保護、自立支援の各段階において、緊密に連携し、取り組みを進める必要があります。また、DV防止法において、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が適切に連携協力することが定められたことに伴い、両機関がより緊密に連携し、被害者保護に取り組むことが求められています。DVに関する知識を身につけ、理解を深めることにより、被害者の早期発見や通報、保護につなげていくことが重要です。

被害者の自立に向けては、居住場所の確保や経済面での支援、就労支援、精神面での支援、同伴者への支援等、被害者の立場に立って多角的に行う必要があります。関係機関が連携し、一体となって被害者を支援していくことが不可欠です。また、子どものいる被害者の支援にあたっては、間近に暴力に接してきた子どもへの心理的ケアを専門機関で行うとともに、学校においてはスクールカウンセラーが支援を行いフォロー体制の充実を図ってまいります。

(被害者が逃げない理由の例)

○ 恐怖感

被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。

○ 無力感

暴力を振るわれ続けることにより、「自分は夫から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。

○ 複雑な心理状況

「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。

○ 経済的問題

配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げるできないこともあります。

- **子どもの問題**
 子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気にかかり、逃げることに踏み切れないこともあります。
- **失うもの**
 配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。

資料：「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」(内閣府男女共同参画局)

●支援するための町の取組み

施策	取組みの方向	事業内容	所管
早期発見・未然防止のための仕組みづくり	医療機関や福祉関係者、学校等の関係者に対し、DVに関する知識を身につけ、DVの通報について、理解の浸透を図ります。	国や県の情報提供等による関係機関へ情報共有	保健子ども課 介護福祉課 おいらせ病院
	健康相談、健康診査、訪問指導等を推進し、また各種関係者の緊密な連携を図ります。	子どもの健診・相談場面で、子どもの様子や言動、保護者相談、民生委員等による地域情報の共有	保健子ども課 介護福祉課 学務課
被害者保護体制の整備	国・県・警察等の関係機関と連携して、保護を求める被害者の安全確保に努めます。	個人情報の厳重な保護・管理の徹底、及び県や警察等関係機関との連携強化	保健子ども課 介護福祉課
	DV防止法に基づき、住民基本台帳や健康保険の他、子どもの学校等の事務処理における情報管理を図ります。	個人情報の厳重な保護・管理の徹底	町民課 学務課 介護福祉課 保健子ども課
被害者の自立支援の推進	日常生活や就労について、各種制度を活用し関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。	居住場所の確保や経済・就労・精神的支援、同伴者の支援等、多角的に支援	介護福祉課
	被害者に同伴された子どもの就学や保育支援に関して配慮します。	児童への緊急的な一時保育等の配慮	学務課 保健子ども課

基本目標 3 相談体制の充実と関係機関の連携

DV被害者が安全な生活を送るためには、支援に関する情報を入手し、支援者等の力を借りながら、最終的には自分でどう行動するかを決めることが大事です。それには、まずDV被害者が『相談する』ことから解決への道のりが始まります。

当町の令和5年2月に実施された「おいらせ町男女参画に関する町民アンケート」結果では、DVの相談窓口について知っている町民の割合は86.1%と高い結果となりました。県内には8か所の配偶者暴力相談支援センターがあり、当町の所管は三戸地方福祉事務所になりますが、被害者に最も身近な相談窓口として、庁内にも相談窓口があることを継続的に周知していく必要があります。

また、DV防止の周知、被害者の早期発見、被害者の自立支援など、あらゆる場面で国や県等を含めた関係機関及び民間団体と連携・協力して各施策に取り組むことが有効かつ重要です。

●連携するための町の取組み

施策	取組みの方向	事業内容	所管
相談窓口の整備	相談窓口を設置し、町民への周知を図ります。	保健こども課が中心となるが、各課連携・協力し、相談窓口を設置	保健こども課 介護福祉課 町民課 総務課
相談体制の充実	相談窓口担当者のほか、関連業務の担当者の資質向上に努めるとともに、二次被害の防止を図ります。	行政相談事業の実施	介護福祉課 町民課 保健こども課
関係機関との協力・連携	国や県、警察等、関係行政機関や地域の民間団体との協力・連携を深め、適切な対応に努めます。	窓口担当職員の研修	保健こども課 介護福祉課
	庁内における連絡体制を整備し、連携強化を図ります。	住民基本台帳情報の管理や窓口対応職員等の知識向上	保健こども課 介護福祉課 町民課

おいらせ町の DV 相談支援の概要

